

## 1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた京都府の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、40,000ha（年平均4,000ha）の間伐の実施を掲げている。

府の基本方針やの間伐の実施状況（平成25年度から令和2年度までの間伐等実績の平均値が623haであること）並びに地球温暖化対策計画に掲げる森林によるCO<sub>2</sub>削減目標達成を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で6,856ha（年平均686ha）の間伐を行うことを、本市の特定間伐等促進計画の目標とする。また、主伐後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進する。

## 2 特定間伐等促進計画の区域

府の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の地域森林計画対象民有林全域を区域として設定する。

区域の範囲は、別添の特定間伐等促進計画実施区域図（1：50,000）のとおり